

罰と小供

是は近着の外國雑誌に見えたのを青木法學士が日本婦人誌上に譯載せられたるもの面白き節あれば茲に轉載せり

家庭教育の上に於て、見逃す事の出来ないのは、小兒を罰する事である、全體之の罰と云ふ事が、何う云ふ意味で世の中に許された居るかと云ふ事が、大に研究しなければならぬ問題であるが、今はそんな六ヶしヽ事にまで立ち入る場合ではない。兎も角、家庭教育に於て、又學校教育に於ても之の罰と云ふ事が附いて廻はつて居る事は明かであるとして、此から少しその罰の研究をやつて見様と思ふ。

小兒は何故罰せられるか、夫は云ふまでもない悪い事をするからである、悪い事さへしなければ罰せられる事はないと云ふのが普通の考へであるが、能く考へて見ると、是れは二つの意味に取られるやうである、即ち其の一つは悪事をさせない

豫防として小兒に罰を示して置くと云ふ事、及び今一つは、小兒が悪事をした報償として罰を科すると云ふ事との二つである。

之の二つの意味で小兒の悪事を罰すると云ふ事の善惡は、今茲でやかましく論じるには及ばぬ、兎に角小兒が不従順なれば直ぐ罰せられる、時とすると親が短氣の余りに我知らず小兒に罰を與へて腹癒せをする事もある、例へば茲に立派な茶碗があると小兒が誤つて之を取り落して破つてしまつたとすると、母親は其理由も正さずに「此の兒はまあ」と云つて突然其の子を擲る、其擲ると云ふ事には何の譯もない、只擲つて腹癒せをする許りである、併し腹立まざれに擲て小兒を泣かせた處で、其子に何か効があるか何うかと云ふ事は論するまでもない事である。

勿論そんな一時的の罰が小兒に何等の効を與へる道理がない、一體體罰と云ふ事が子供に果して利益があると云ふ事は、實に疑はしい事で、擲つた

處で夫れであ、自分が悪かつたんだと内心から後悔する様な事は、決して有るものではない、唯子供が悪い事をしないのは擲られると痛いから、それが恐さにしないのである、併し例へ子供が、撃られるのが恐さに止めるとした處が、之は動物虐待と云ふ上から云ふと許す可からざる事である、牛や馬でさへも虐待する事を許さぬ世の中に、可愛い子供を虐待して憚らぬと云ふ事は、母親としては余りに残酷ではないだらうか。されば體罰を以て其の子の悪事を止めて、其品性を貴くし、罰を恐るゝ爲めでなく、悪い事は眞にしてはならぬ者だ、人は善い事のみをすべき者であると考へさせ様と云ふのは、木に倚つて魚を求めるよりもむつかしい事である、其の上體罰を行へば人に復讐心を起させる憂ひがある、復讐と云ふ事は人に取つて最も忌べき性質である、何れにしても體罰の取るべき點は一點もないものである。

體罰がいけないとすると、精神上の罰は如何であらう、精神上の罰といふのは、體罰によらずして、心の奥から之は悪かつたと後悔の念を起さしめやうとする時の仕方である、故に之の罰をするには、時かよくなければならぬ、手際上手でなければならぬ、又よく頓智がきかなければいけない、之の精神的罰を加へる時には、忿怒と云ふ事が大の禁物である、カツと腹立て、前後の辨もなく加へる罰は、屢々害にこそなれ、何の益もない話である、實際兩親が子供を育てる上に就いて、最とも注意すべき事柄は罰と云ふ事である、最も巧に罰しやうと思つたなら、其事に就いての是非善惡を能く考へて後にしなければならない、之のカツと腹立つた時に今一度考へ直す力は、時によると「何罰する程でもない」と心を鎮める事もあるし、又さもなくとも、其罰する上に無理がない様になる者である、「子供を擲つたり、叱かつたりするが、

悪い悪いと思ひながら、時によれば、あんまり腹が立つて、つい我を忘れてやる事が度々御座いますよ」とは、慈愛深い母親の、屢々口にする處であるが、之の「我を忘れで罰するのは極めていけない事である。

又或る親になると、口で以て頻に威嚇して、子供をおとなしくさせ様と考へて居る人もある、之れも大なる誤である、子供を叱るに「そんな事をする」とか「藏の中に入れますよ」とか云ひながら、其實は、少しもそんな事をしない、それでも初めの中は子供は之を眞に受けて止めるかも知れないが、よく其空威である事を覺るならば、「何に構ふもんかい、母様がそんな事しやしないんだもの」と多寡をくゝつて平氣でやつ付ける様になる、甘い母親の子が何うしても親の云ふ事を聞かぬのは、斯うして内兜を見すかされるためなのであらう。

今子供を處罰する上に就いて如何なる形式が行は

れたかと云ふ事を取り調べて見るに、國は多く時は長いから、種々萬般であろうが大抵左に舉げる様なものであらうと思ふ

一、子供を口舌にて威嚇すこと 一、打撲 一、禁足

一、絶食

其の外にも數多あるが、まあ概括すれば之中に含まるゝ者であらう、之れに就いて次號に少しつ、説明を加へ様と思ふ。

從來行はれて居る罰の方法は、略前に云つた通りである、一體を云へば、子供を罰せなければならぬ様になるのは、親の育て方に何等かの缺點があると云はなければならぬ、子供を罰するに就いて親が少しも責任がないとは云はれぬ、子供は少しも罰を受けなくてもよい様に育てるのが親の責務である、夫れ故に子供を罰する時に、親が一概に子供許りが悪いと思ふのは間違ひである。

口で喧しく云つて罰することは宜しくない、之れは前にも云つた通りである、親は腹立まぎれに、我が子に對して惡口雜言を放つ事がある、又ありもせぬ事を云つて威嚇することもある、是等は何の効かないのみならず、偶々以て、其子に反抗心を起させ、或は又親の云ふ事が嘘であると思はしむるに過ぎない、叱ると云ふ事は、彼等を悔悟させる爲めであるからして、叱る時にはよく注意して、

物柔しく、道理を聞かせ、親の慈愛と、物の道理とに責められて、心から悔悟する様にしなければならぬ、大聲で怒鳴り散らしたからとて、直るものでない。

時としては悪い事を爲た子供を怒りに任かせて打ち擲する親がある、是れも何の甲斐もない、却て有害である事は前に云つた、子供が悪事をしないのは擲られるのが恐だからで、何便してはならぬかと云ふ道理に責められてはないとすれば、夫で子供が立派な品性に育て上げられるとは云はれないのでない。

い、丁度犬や猫か人の居る前にては、何もしないが、人が居ない時になると、盜み食をやると全様である、實際子供の中に之の様な悪い癖がある者が多いのは、大部分、此の様な育て方をされて居るからである。

又悪い事を爲たからと云つて、食物を禁ずる親がある、之れも余程思ひ違ひである、子供の悪い事と小兒の營養とは何等の關係がない、子供が悪い事を爲たからとて、食物を食はずに居らせる者ではない、親は斷食の苦しい思いによつて悪事を廢めさせ様と思ふのであらうが、よし一時たりとも、營養物を欠かせるのは、子供の發育上に大なる害がある事である、子供は發育の最も盛なものであるから、之の時に營養不良などの事があると、夫れこそ終生に害を及ぼすものである。

夫しから禁足で以て悪事を止め様にする者もあるが、親が子供に向つて、「悪い事をする」と藏の中に入れると云ふて聞かせる、又實際に藏の中に入れて、

泣き叫めくをも構はず、二時間三時間もうつちやつて置く事もある、之れも大に考へものである、何故なれば、土藏の中に入れるのに、單に禁足をして子供の遊び戯れを止めると云ふ上に、一種の威嚇を意味して居るからである、即ち暗い土藏、お化けの居る土藏など、云つて、子供に充分恐がらせて置いて、そこで其の厭な、恐い土藏の中に投すると云ふのであるから、斯様な事が幾度も續く時は、其の子供は恐怖の癖がついて、萎縮して仕舞ふのである。

併し兎に角、子供に取つては禁足と云ふ事は大の禁物である、他の子供が戸外に嬉々として戯れて居るのに、自分は四疊半の室内に静座せしめられて居るのは如何に苦しからう、小兒のみならず大人でもさうである、初夏の交に獄中にありて、友人が愉快に旅装を調へて、漫遊に出かけるのを見ても、大々的の苦痛を感じざるを得ないであらう、この苦痛は中々忘れない者であるから、罰の

上には多少の効はあるだらうと思ふ。のみならず、發育盛りの子供は身体に元氣が充満して、きびくと發するものである、其の盛な元氣が知らず／＼發して悪戯をする様になるものであるから、一時室内に静座せしめて、其の元氣を落ち付かしめ、其の上に於て静によく、云つて聞かせるのは子供の罰としては最も適當であらうと思ふ、現今小學校などでは、重に之の方法によつて居る様に思はれる。

序に子供の罰に就いて、昔は如何な事が行はれたかを調べて見るのも一興であらう、「フエヤー、チャイルドの家族」と題する「百年前の宗教的家族生活を書いた書物の中に、其時代の子供を罰した事が書いてある、讀んで見ると如何にも驚くべき事である。

主人公はフエイヤー、チャイルド氏で、二人の子供がある、長男が九才、末子が六才である、之の二人の兄妹が喧嘩をした、撻つたり撲つたりした揚

句、長男の「ラツキ」は氣六つかしやの「エミリー」嬢を呼んで、ふ前なんぞ可愛がるものか」と云つた、之れが忽ち主人の耳に入つて二人共に次の様な罰を受けた。

主人は先づ棒を以て、子供等の手を滅多打にした、子供等は痛さに堪えず悲鳴を上げる、罪と云つたつて子供の喧嘩だ、そんなにしなくてよさうなものだと思つて見て居ると、何ぞ知らん、是れがほんの罰にあふ入口であつた、續て子供等は晝食を禁められた、飢しい腹をかゝへて、直立のまゝ散々説法を聞かされた、夫れから、晝尚暗き森の中に引いて行つて、疲れたとも云はず長い間彼處此處と引き廻はされて、「お前等に今に、兄妹喧嘩して死刑されたものを見せてやらう」と云つて、奥へ奥へと連れて行かれた。

森の最も奥に達した時、其處に古い絞殺臺がある、一人の男が殺されて居る、其の前に立たされた子供等は恐々に震ひ慄いた、父は其前の切株に腰打

ちかけて、兄を殺した恐ろしき話を聞かせる、子供等は泣き聲を上げて立ち去らんと願つても許さない、遂々凄い、話を終末まで聞かせた、秋の身を切る様な風が、颯々と森の梢を渡り、木の葉を吹いて、絞殺臺に當ると、臺の鎖錠が戛々と響いて、死骸は右に左に動く、凄さと云つたらない、之の中に子供等は我がなせる僅かの罪の爲に、餓じい、寒い、恐い、凄い思ひをなして長時間立されたのである。

今から考へれば、「フェアーチヤイルド氏の方法は、小兒虐待防止會から公訴るべき性質の者である、がその時代には之れで以て、最も優しくいふ父様であつたと云ふ事である。終に於て子を持つ親達に申し上げる、子供が罰を受けなければならぬ様にするのは親の技倆の足らぬ處である、子供は罰の必要のない様に育てなければならぬ、如何にして子供を罰しやうかと研究するには夫れは親として殘酷である、如何したら罰の必要がないだらうかと云ふ事を研究して頂きたいのである。